

ポジティブリスト — 残留農薬

残留農薬ポジティブリストは、平成 17 年の厚生労働省告示により始まった残留農薬の規制制度において導入された。

ポジティブリストが導入される前の残留農薬の規制では、農薬 250 種、動物用医薬品 33 種に残留基準値が定められており、これらの農薬等は、その値を超えて残留する食品を販売等できなかった。一方、残留基準値が定められていない農薬等は、濃度によらず規制の対象外とされた。そのため、残留基準値が設定されていない農薬が高濃度に残留していても、規制することができなかった。このような規制の方式は、ネガティブリストといわれ、この方式による麻薬及び向精神薬取締では、別表として規制対象が列記されている。

ネガティブリストに対しポジティブリストによる規制では、対象となるものの使用・存在等が基本的に禁止される中で、使用・存在等が許可される対象が既定される。残留農薬規制にポジティブリスト方式を導入することにより、対象外の農薬等が規制できないという問題点は解消された。一方、農薬等の数は、当時の基準値対象である 283 種よりもはるかに多く、単純にポジティブリスト制度を導入すると、対象外農薬が適切に使用された結果として微量に残留しており、健康危害の可能性のない食品であっても販売等ができなくなる。このような状況を避けるため、原則としてすべての農薬と食品の組合せに残留基準を設定する必要があった。

農薬等の残留基準値は、Codex 基準を含む海外の基準値の適用、あるいは農薬の使用法に従って実施される作物残留試験の結果から決定され、さらに残留濃度と食品の消費量から推定されるばく露量を ADI のような指標と比較して安全性を担保しており、設定に時間を要する。このため、制度導入時に残留基準値が設定されていなかった農薬全てに、直ちに残留基準値を設定することは困難であった。そこで、残留基準値が設定されていなかった農薬等には、「人の健康を損なうおそれのない量」とされた 0.01 mg/kg を一律基準とし、暫定的に適用した。また、仮に残留したとしても人の健康を損なうおそれがないことが明らかな 65 物質（アミノ酸等）は、ポジティブリスト対象外物質とされた。

制度開始以降、暫定的に一律基準を適用した農薬の正式な残留基準（本基準）の設定、新たな農薬の残留基準の設定、規制のための試験法の整備等が継続して実施されている。

（松田 りえ子）